

業務規程等改正の方向性について

目次

- 1～2 卸売市場法の改正のポイント
- 3 業務規程等改正の方向性（全体）
- 4～7 業務規程等改正の方向性（個別）
- 8 スケジュール

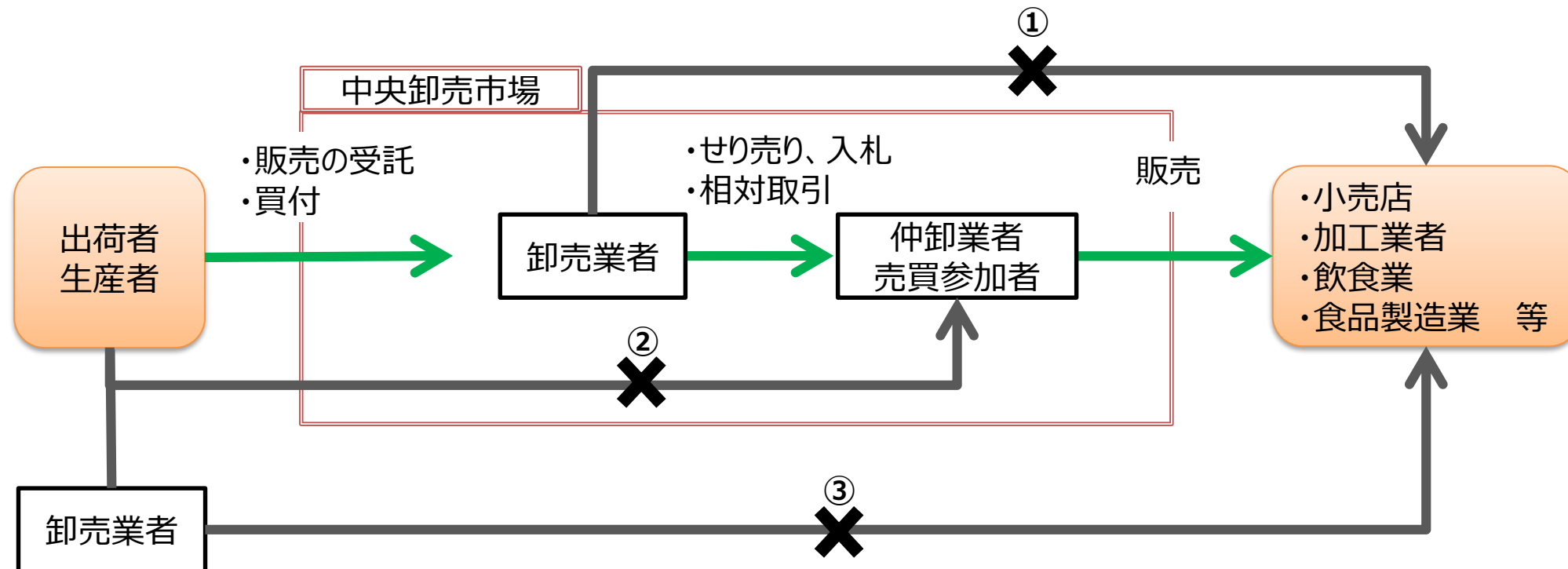
令和元年（2019年）7月22日（月）

第111回札幌市中央卸売市場開設運営協議会

1 卸売市場法の改正のポイント①

規定	改正前	改正後
目 的	生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資する	左記に加え、卸売市場が生鮮食料品流通において重要な役割を果たしていることを確認
内容・基本的考え方	・卸売市場の計画的整備 ・卸売市場の開設、卸売、取引規制を定める	・卸売市場を含めた食品流通の合理化 ・生鮮食料品等の公正な取引環境の確保の促進
国の役割	・卸売市場の整備促進 ・適正かつ健全な運営の確保	・基本方針の設定（卸売市場の整備計画は策定せず） ・開設者の認定に関する措置等により適正かつ健全な運営を確保(開設者に対して指導・検査等を実施)
開設主体	都道府県、人口20万人以上の市（中央卸売市場）	民間含め、制限なし
開設区域（供給の範囲）	法で設定	規定なし（設定するか否かは任意）
国の関与	認可	認定
公正な取引環境確保の促進	一律に法で規制	引き続き、卸売市場の「共通ルール」として位置づけ
売買取引の方法の公表		
差別的取扱の禁止		
受託拒否の禁止		
代金決済ルールの策定・公表		
取引条件の公表		
取引結果の公表		
その他ルール （三大規制など）		法律上は規制廃止。以下の点に配慮し、市場毎に取引ルールとして定めることができる ・共通ルールに反しないこと ・取引参加者の意見を聴いて定めること ・設定理由が公表されていること

2 卸売市場法の改正のポイント②



① 第三者販売の原則禁止
卸売業者は仲卸及び売買参加者以外の者への卸売は原則禁止

② 直荷引きの原則禁止
仲卸業者は卸売業者以外からの買い入れ禁止

③ 商物一致の原則
卸売業者は市場内にある許可物品以外の販売禁止

3 業務規程等改正の方向性（全体）

公共性の確保

- ・ 市民に対する生鮮食料品の安定供給
- ・ 生鮮食料品の公正な取引
- ・ 法定の公表義務の遵守

本市による
開設・運営の継続

取引参加者規定

- ・ 卸、仲卸、売買参加者、関連会社等の許可・承認制維持
- ・ 卸売業者の許可制の新設（国の許可から市の許可へ）

市場流通の堅持

- ・ 卸・仲卸・買受人による市場流通を堅持
- ・ 一方で、物流の効率化や生鮮品の鮮度保持等への対応

安全・安心な生鮮食料品を安定供給することで
市民のニーズに引き続き応えていく

4 業務規程等改正の方向性（個別）①

取扱品目

- ・ 現行の「青果」と「水産」を継続

開設区域

- ・ 法定ではなくなるが、当市場の役割や位置づけを明らかにするために供給範囲を規定（「札幌市中央卸売市場事業の設置等に関する条例」に規定）

開場期日

- ・ 法定ではなくなるが、出荷者・買受人の混乱を招く恐れがあることから、引き続き業務規程で規定
- ・ 毎年のカレンダーの決定は現状どおり都度調整

5 業務規程等改正の方向性（個別）②

許可・承認制

- 出荷者や買受人の信用を引き続き確保するために、従来の卸・仲卸の業に対する許可制を維持し、市場における位置づけを明確にする
- 卸売業者の許可規定は改正前市場法を参考に規定
- 売買参加者の承認制、関連事業者の許可制も同様に維持

指導・監督

- 改正法において、開設者の取引参加者に対する指導・監督を規定
- 現行の取引参加者等に対する管理監督の規定及び実際の実施内容を維持し、かつ改正前市場法の規定（罰則含む）も引き継ぐ

6 業務規程等改正の方向性（個別）③

取引ルール（共通ルール）

- 法定事項（せり売り等の販売方法、公表義務等）に確実に対応し、取引の公正さの確保
- 卸売業者の法定義務について業務規程で規定
- 「即時決済」、「奨励金」に関する規定を維持

取引ルール（その他ルール）

- 第三者販売の原則禁止、直荷引きの原則禁止、商物一致取引の原則は引き続き業務規程で原則維持
- その他の兼業制限や自社買い禁止なども現行の規制を原則維持
- 流通チャンネルの多様化や物流の効率化への対応のため、規則等で例外規定を具体化

7 業務規程等改正の方向性（個別）④

附属機関（開設運営協議会と市場取引委員会）

- 2つの附属機関は引き続き設置
 - 【開設運営協議会】市場の事業運営について意見を聞く場
 - 【市場取引委員会】取引参加者の意見を聞く場

使用料

- 市場事業会計の健全さを維持するための制度設計を引き続き調査する（経営展望の取り組み）
- 利用者の利便性向上及び受益者負担の原則の観点から、一部の施設利用料について明確化

8 スケジュール

年度	2019(平成31 & 令和元年)度												2020(令和2)年度											
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
○卸売市場法改正																★施行								
◎業務規程等改正																★施行								
・ 協議会開催				★諮問			★答申				★報告													
・ 場内協議	場内協議																							
・ 庁内調整			法制課との協議等庁内での調整																					
・ パブリックコメント							準備・実施・公表																	
・ 議会上程											○1定に上程													
・ 中央卸売市場の認定													○申請	○認定決定										

【今後の対応】

- ・ 条例改正案の作成
- ・ パブリックコメント実施準備
- ・ 条例改正の方向性に対する答申（10月）